

## 国立研究開発法人国立がん研究センター東病院臨床倫理指針

### 1. 基本方針

- 1) 患者さんの権利と利益を尊重し、公正かつ 公平な医療を提供します。
- 2) 患者さんの人格、信仰、意思を尊重し、十分な説明と同意に基づき患者さんの自己決定に最大限配慮します。
- 3) 患者さんのプライバシーを尊重し、職員の守秘義務を遵守の上、個人情報の保護を徹底します。
- 4) 患者さんの倫理的課題に対しては、多職種を含む各種委員会での審議により適切な選択肢を提示します。
- 5) 医療の進歩のため、科学的に信頼される臨床研究を積極的に行い、その実施に当たっては、国の定める法令・ガイドラインに則り、倫理審査委員会等で十分な審査と承認を受けます。

### 2. 補足事項

- 1) 患者さんの民族性、年齢、性別、社会的地位、遺伝的背景を含む健康問題などの属性に左右されることなく患者さんの利益を最大限尊重した医療を提供します。
- 2) 患者さんが理解できるように適切な方法と内容で十分な情報を提供し、同意を得た上で医療を実施し、患者さんが自らの価値観に基づいて選択した意思を最大限に尊重します。
- 3) 職員は、国家公務員法等に基づき厳格に守秘義務を負うとともに、国の個人情報保護法等の法規や関連ガイドラインを遵守します。
- 4) 患者さんの倫理的課題に関しては、多職種からなる診療倫理委員会や診療倫理コンサルテーションなどで多様な考えや価値観を組み入れたうえで適切な選択肢を提示いたします。その際には「医療における 遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」などの各種学会のガイドラインなども参考にいたします。
- 5) 当院では、「国立がん研究センター東病院における臨床研究実施方針」に基づいて患者さんへ最新の医療を提供するとともに、新しいがん医療の創出に向けて多数の臨床研究を実施しています。臨床研究はすべて外部委員を含む倫理審査委員会での十分な審議の上承認されたもので、その利益と不利益について書面を用いて十分患者さんに説明し患者さんの同意を得た上で、以下のような臨床研究に関する国の法令やガイドラインを厳密に遵守して行います。
  - (1) 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令
  - (2) 臨床研究法
  - (3) 人を対象とする生命科学・医学研究に関する倫理指針
  - (4) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
  - (5) その他

## 附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年9月6日より施行する。